

# 第一薬科大学

## 動物実験指針

### (目的)

第 1 条 この指針は、第一薬科大学（以下「本学」という）における教育・研究のために動物実験を計画し、実施する際に遵守すべき事項を示し、科学的観点からはもとより、動物福祉の観点からの倫理性並びに環境の保全等にも配慮した適正な実験の実施を図ることを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この指針において、次の各号に掲げる用語は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「動物実験」とは、実験動物を教育、試験研究及び生物学的製剤の製造の用、その他の科学上の利用に供することをいう。
- (2) 「実験動物」とは、動物実験の利用に供するため、施設で飼育し、又は保管している動物をいう。
- (3) 「施設」とは、実験動物の飼育若しくは保管又は動物実験を行う施設をいう。
- (4) 「実験者」とは、動物実験を行う者をいう。
- (5) 「飼育者」とは、管理者又は実験者の下で実験動物の飼育又は保管に従事する者をいう。

### (適用範囲)

第 3 条 この指針は、本学において行われるすべての動物実験に適用する。

### (動物実験委員会)

第 4 条 動物実験における倫理上の問題を含め、動物実験指針（以下「指針」という。）の適正な運用と動物実験に係わる諸問題等の円滑な解決を図るため、動物実験委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、学部長が推薦した専任教員若干名をもって構成する。

- (1) 委員長 学部長が推薦した委員がその任にあたる。
- (2) 委員 動物実験を計画・実施する研究分野より選出する。  
(薬品作用学研究室、薬物治療学研究室、衛生化学研究室、免疫薬品学研究室、薬剤設計学研究室)
- (3) その他 委員長が必要と認める実験動物の専門家

- 3 委員会は、次の業務をおこなう。
- (1) 動物実験計画の審査及び承認
  - (2) 動物実験計画の実施結果の把握
  - (3) 飼育者及び実験に従事する職員・学生の教育・訓練に関する事項
  - (4) 実験動物の取り扱い及び管理並びに実験後の処置に関する調整及び統制
  - (5) 施設の整備等に関する事項
  - (6) 実験動物の慰霊等に関する事項
  - (7) その他、本指針の効果を増大させるために必要な事項
  - (8) 基本指針への適合性に関する自己点検・評価
  - (9) 情報公開

4 委員会の運営に関する事項は、別に定める。

(動物実験計画の立案)

第 5 条 実験者は、実験計画の立案に当たって、関係する実験者と相互に調整するとともに、委員会の審査を経て、有効かつ適正な実験の実施に努めなければならない。

- 2 実験者は、動物実験の範囲を教育・研究目的に必要な最小限度にとどめるため、代替法の可能性、適正な実験動物の選択及び実験方法の検討を行うとともに、動物実験に必要な環境その他の条件を整備しなければならない。
- 3 実験者は、実験動物の選択に当たって、教育・研究目的に適した動物種の選定、実験成績の精度や再現性を左右する実験動物の最小限の数、遺伝学的・微生物学的品質及び飼育条件等を考慮しなければならない。
- 4 実験者等が、安全かつ適正な動物実験を実施できるよう、毎年 1 回実験動物実施者講習会を行う。

(動物実験計画の実施結果の報告)

第 6 条 実験者は、動物実験計画書に基づく実験を終了した場合には、動物実験成果報告書を提出しなければならない。

(実験動物の検収及び保管)

第 7 条 実験者は、動物を学内施設に搬入するに当たり、動物の発注条件並びに異常・死亡の有無等を確認するとともに、動物の輸送方法及び輸送時間等を把握しておかななければならない。

- 2 実験者は、搬入された実験動物について、直ちに飼育に適切な環境下の施設に保管しなければならない。
- 3 信頼性の高い生産者から購入又は分与する動物の場合は、生産者が添付した微生物モニタリング成績等をもって病気の診断に代えることができる。

4 感染症、非感染症を問わず、健康でない動物を実験に供してはならない。

(実験動物の飼育管理)

第 8 条 実験者は、実験動物の導入時から実験終了までの全期間を通じて、動物の状態を子細に観察し、状況に応じた適切な処置を施さなければならない。

2 実験者は、実験動物への適切な給餌、給水等の飼育管理に努めなければならない。

(実験操作)

第 9 条 実験者は、目的に適合した適切な保定、麻酔等の手段によって、動物に無用な苦痛を与えないよう配慮しなければならない。このため、必要な場合には、委員会に判断を求めるものとする。

2 実験者は、教育・研究目的に適合した適正な動物実験等を行うために施設・設備等を適切に維持・管理しなければならない。

(実験終了後の処置)

第 10 条 実験者は、実験を終了し、又は中断した実験動物を処置するときは、速やかに致死量以上の麻酔薬の投与、頸椎脱臼もしくはその他適切な方法によって、実験動物にできる限り速やかに苦痛から解放するように努めなければならない。

2 実験者は、実験動物の死体、糞尿又は悪臭等による人の健康への影響及び環境汚染の防止に努めなければならない。このため、委員会の統制を受けて冷凍保存等の処置を行うものとする。

(安全管理等に注意を払う必要のある実験)

第 11 条 物理的若しくは化学的に危険な物質又は病原体等を扱う動物実験を実施する場合は、人の安全を確保することはもとより、飼育環境の汚染により実験動物が障害を受けることのないよう、十分に配慮しなければならない。また、施設の周囲の汚染防止については、特に注意を払わなければならない。

2 実験者は、発癌性試験、変異原性試験等に用いられる危険な物質及び人と動物共通の感染症、その他安全性が確認されていない物質又は環境有害物質を用いる動物実験については、他の動物及び環境の汚染を防止するため、適切な措置を講じなければならない。

3 実験者は、前項の実験計画の立案に当たっては、関係規則等にしたがうとともに、専門家に助言を求めるとともになければならない。

(動物慰霊祭)

第12条 実験者等は、貴重な生命を動物実験に捧げてくれた実験動物の霊を敬い感謝するために、毎年1回動物慰霊祭を行う。

(基本指針への適合性に関する自己点検・評価)

第13条 委員長の議により、基本指針への適合性について自己点検・評価を行う。

(情報公開)

第14条 動物実験に関する情報は、本学のホームページにて公開する。

(準拠法例)

第15条 この指針に定めるもののほか、動物実験に関し必要な事項は、「動物の愛護及び管理に関する法律」(昭和48年法律第105号、平成17年6月改正)及び「動物実験に対する社会的理解の促進」(平成17年6月、日本学術会議第7部報告)、「実験動物の飼養及び保管等に関する基準」(昭和55年総理府告示第6号)又は他に特別の定めがあるものに準拠する。

(指針の改廃)

第16条 この指針の改廃については、委員会の発議を経て、決定する。

附 則

1. この指針は、平成18年6月1日から施行する。
2. この指針は、平成21年4月1日から改正施行する。
3. この指針は、平成22年4月1日から改正施行する。